

各構成團體は通信費、懇談會準備費、決議事項實現費用等に當つる爲め、毎月三圓四つつの會費を代表委員に送金すること。

決議事項の性質により目的實現の爲めに特別の出費を要するときは懇談會はその追加支出を決定す。

會計事務は代表委員に於てこれを兼務す。

六、加盟、脱退、除名

本規約第二項(イ)の規定による詮議委員會に於て新たに本俱樂部に加盟すべしと決定されたるときは、これを懇談會に報告しその承任を求むる事を要す。

本俱樂部より脱退せんとする團體は二ヶ月前に其旨を代表委員に届け出づべし。代表委員はこの届け出を次回の懇談會に附議しその決定を求むべし。

構成團體にして本規約第二項(イ)及(ロ)の規定に背反せる言動を爲したる時又は六ヶ月に亘り故なく會費を滞納せるときは代表委員はこれを懇談會に附議し該團體に對する警告又は除名を決定す。

當日參集したる各團體の代表者は、夫々組合機關の承認を経て、正式に加入諾否を決定通知することになつたが、其後の情勢を見るに、海軍労働組合聯盟が、大右翼結成を前提とする俱樂部の結成そのものには賛成であるが、全國労働の參加せることに依然危惧を有するものとして參加を保留して居る以外には、各團體共正式參加を決定した。我總同盟中央委員會も、勿論正式參加を決定したのである。

俱樂部規約は明かに「健全なる労働組合主義を以つて指導精神」とすることを決定し、「國際労働機關そのものに反對せざる」こと、又反共産主義の立場を明確にして居るのである。全國労働其他の中間派の代表者が、この規約を遵守すべきことを誓約したことは、正に、我總同盟多年の指導精神の勝利を語るものである。

労働俱樂部反對運動起る

然し乍ら、全國労働の内部には、豫期の如く本部の態度に反對するもの現はれ、日本労働俱樂部を打倒せよとの呼びを擧ぐるに至つた。

反對派の主力は、東京地方聯合會方面である。この一派は「全國労働組合同盟日本労働俱樂部參加反對事務取扱所」なるものを設置して、全國的に運動を展開せしめ様としたが、規約に反する行爲であるとして、同盟本部から中止を命ぜられ、表面上一時鳴りを鎮めた。然るに、九月六日、東京地方聯合會大會は、關東革技工組合、關東合同労働組合、紡織労働組合を除く七組合、即ち、關東金屬産業労働組合、關東木材産業労働組合、東京出版労働組合、東京乗合現業員會、日本運輸労働組合、關東ガラス産業労働組合、東京自由労働組合は、日本労働俱樂部排撃熱を煽り立て、大混風の後に、多數を以つて排撃決議は通過した。

大阪聯合會の狀勢を見るに、七月十九日同聯合會大會は、印刷、織維、合同の三組合代議員約八十名は、俱樂部參加反對を高唱して退席したが、大多數を以つて參加案が通過した。退席組合は、實勢力から見れば、殆んど云ふに足りず、大阪は大體に於て、全國同盟本部を支持するものと見て差支へない。以上の二地方以外は、さしたる勢力は無いのであるが形式的に一瞥すれば、兵庫縣聯合會は、七月廿六日の執行委員會に於て、賛否兩論あり、結局全國大會迄保留と決し、京都も、神奈川も大體に反對意見が強硬である。

其他中間派の反對運動は、大阪に於て、自助會、大阪電気労働組合、大阪自動車従業員組合、關西労働組合總聯盟、總評議會關西地方評議會等に依つて、「労働俱樂部排撃同盟」を組織し、八月廿三日、第一回會合に於て規約方針等を決定した。

東京方面に於ては、九月十日、俱樂部反對を目的とする「關東労働組合統一協議會準備會」を組織した。參加組合は、東京市従業員組合、労働組合總評議會、東京瓦斯工組合、蒲田勞友會、郊外電機郊友會、横濱市従業員組合、東電従業員組合、中央一般労働組合の八團體である。

けれどもこの中間派勢力は、全部で二三萬を出でず、而も、この派の特長とし確固たる有機的統制を有しないのであるから、その言動は、一部の連中の無責任な言動に依つて、左右されて居るに過ぎない。總評議會、中央一般等々の左翼辭を有する組合は、殆んど「コム印組合」に屬し、その他多少組合員を有する組合は、從斷組合でその内容たるや、「會社組合」の域を脱して居らぬ有様である。されば、かゝる反對運動は、全く齒牙にかくる必要を認めないのである。

全國労働内に於ける反對運動にしても、やがて全國労働が、規約中に明記する根本精神を蹂躪し、從つて參加組合の政